

北秋田市阿仁異人館  
指定管理者募集要項

平成 30 年 9 月  
北 秋 田 市

## 募集要項目次

	ページ
1 施設の設置目的等	1
2 施設の概要	1
3 指定管理者が行う業務	1
4 管理の基準	1
5 指定期間	2
6 指定管理業務に要する経費等	2
7 指定管理業務実施に係る基本的な考え方	3
8 管理の目標	4
9 申請資格	4
10 現場説明会	4
11 申請の手続き	4
12 選定の方法	5
13 選定の時期等	6
14 協定の締結	6
15 指定の取消し	6
16 次点候補者との協議	7
17 法人税等	7
18 お問い合わせ先	7
参考	7

## 北秋田市阿仁異人館指定管理者募集要項

北秋田市では、北秋田市阿仁異人館（以下「異人館」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項及び北秋田市阿仁異人館条例（以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

なお、異人館の指定管理者は、隣接地に設置されている北秋田市阿仁郷土文化保存伝承館（以下「伝承館」という。）を併せて一体的に管理運営することを条件とします。

### 1 施設の設置目的等

教育文化の発展に資するため、歴史的建造物として異人館を設置する。

### 2 施設の概要

区 分	内 容
名 称	北秋田市阿仁異人館
所 在 地	北秋田市阿仁銀山字下新町 41 番地 23
開設時期	昭和 61 年 4 月 1 日
構 造	木骨レンガ造
敷地面積	1,988.52 m <sup>2</sup>
床 面 積	267.20 m <sup>2</sup>
施設内容	昭和 31 年 5 月 秋田県有形文化財 指定 平成 2 年 3 月 国重要文化財 指定

### 3 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 施設の運営に関する業務
- (4) 施設の利用の促進に関する業務
- (5) 秋田大学との連携に関する業務
- (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

※業務の執行については、指定管理者が自ら行うことを原則としますが、部分的な業務については、市の承諾を得て外部委託することができます。

### 4 管理の基準

- (1) 休館日
  - ① 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日にかかる場合は、この限りではありません。
  - ② 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日。
  - ③ ①、②に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。
  - ④ 指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができます。

## (2) 開館時間

- ① 午前9時から午後5時まで。
- ② ①に掲げるもののほか、市長は特に必要があると認めるときは、開館時間を変更できます。
- ③ 指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て開館時間を変更することができます。

## (3) 利用の許可

異人館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければなりません。

## (4) 利用の制限

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができます。なお、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責を負わないものとします。ただし、指定管理者が施設の管理運営上、特に必用と認める場合は、この限りではありません。

- ① 異人館を利用する者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- ② 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則、若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- ③ 利用者が不正の手段によって許可を受けたとき。
- ④ 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認めるとき。
- ⑤ 公益上、特に必要と認めるとき。
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか施設の管理運営上、特に必要と認めるとき。

## (5) 利用料

- ① 異人館の使用料は、下記の範囲内とします。

区 分	使 用 料	備 考
一 般	1人 500 円	中学校生徒以上の者に準ずる者を含むものとする。
小 学 生	1人 300 円	小学生に準ずる者を含むものとする。

※ただし、上記使用料には、伝承館使用料を含むものとする。

- ② 指定管理者は、市長の承認を得て①に定める額の範囲内で利用料金を定めることができます。

## (6) 利用料の減免

指定管理者は、あらかじめ市長の定める基準により利用料を減免し、又は免除することができます。なお、減免による利用料金の減収については、指定管理料に減収分が見込まれているものとし、市からの補填等の措置は行わないものとします。

## 5 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

## 6 指定管理業務に要する経費等

### (1) 利用料金等収入

利用料金については、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき「利用料金制」を採用し、市が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う利用料金（以下「利用料金収入等」という。）を施設条例に規定する利用料の範囲内で、市と協議して利用料金を決定し、指定管理者の収入とすることができます。

(2) 費用負担

異人館の施設及び設備の維持管理に係る経費は、市の負担として指定管理料の積算対象としますので、適切な管理方法や市に負担を求める経費の有無及び金額を見積り、業務計画書及び収支計画書で提案してください。

(3) 指定管理料

指定管理期間中において、市が支払う指定管理料の総額（上限）は、19,750千円以下（伝承館含む）とし、指定管理者から提出される業務計画書や収支予算計画等の内容を踏まえ、予算編成方針に基づく編成過程や予算の議決を経て決定され、予算の範囲内で、別途年度ごとに締結する協定の中で金額等を定め、指定管理料として指定管理者に支払われます。

指定管理料の支払いは指定管理者の請求により四半期ごとに分割して支払うものとします。

なお、指定管理業務に伴い、指定管理者に複数年にわたり大幅な収益が見込める場合には、指定管理者が施設利用料相当分を指定管理者納付金として市に支払うものとしていますが、本募集においては、指定管理者納付金の要件を満たさない施設と位置づけています。

(4) 指定管理料の積算

指定管理料の積算基礎に含まれる経費として、人件費、物件費（消耗品費、光熱水費、設備保守点検費、維持管理費用等）、事務費等を計上してください。また、市が求める指定管理業務を確実に実施する中で、利用料金の増加や経費節減など、指定管理者の営業努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めません。ただし、賃金水準や物価水準の変動その他の理由により当初合意された指定管理料が不相当と認められるときは、双方協議の上指定管理料を変更する場合があります。

## 7 指定管理業務実施に係る基本的な考え方

- (1) 施設の設置目的に基づいて管理運営するとともに、利用者等の安全管理に万全を期すこと。
- (2) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利となる運営をしないこと。
- (3) 関連する施設及び他の市民利用施設との連携を図った運営を行うこと。
- (4) 利用者等の意見を管理運営に反映させること。
- (5) 指定管理業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分注意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。
- (6) 施設の効率的な運営と管理運営費の削減に努めること。
- (7) 関係法令等を遵守すること。
- (8) 指定管理者は、本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、本事業の一部（管理運営業務の中心的なものでない業務）について、あらかじめ市が認めた場合は、この限りではありません。
- (9) 特別な理由がある場合を除き、職員の雇用については北秋田市内に在住する者の雇用に努めるとともに、物品の調達等においても、北秋田市内の事業者への発注に努めること。

## 8 管理の目標

達成目標	目標値（伝承館含む）				
	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
施設の利用 延べ人数(年間)	3,400人	3,600人	3,800人	4,000人	4,200人

## 9 申請資格

- (1) 指定管理者の申請ができるのは、主たる事務所（会社においては本店）の所在地を北秋田市内に有する法人その他の団体とし、次の要件を満たす団体とします。
  - ① 指定管理開始時点において、関連する許認可の取得ができること。（防火管理者資格等）
  - ② 緊急時又は不測の事態に対応できる機能を有していること。
- (2) 次に該当する団体は申請できません。
  - ① 当該団体の責めに帰すべき事由により市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から4年を経過しない団体
  - ② 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
    - (ア) 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
    - (イ) 破産者で復権を得ないもの
    - (ウ) 市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 破産手續開始の決定を受けた法人又は清算法人
  - ④ 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人
    - (ア) 市長
    - (イ) 市議会の議員
  - ⑤ 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員その他集団的に、又は常習的に暴力的不正行為その他の違法行為を行うおそれがある団体又は指定管理者として社会通念上ふさわしくない団体

## 10 現場説明会

次のとおり説明会を開催します。参加を希望される方は、平成30年9月28日（金）午後5時00分までに持参又はFAXで別紙1を提出して下さい。

- (1) 日時 平成30年10月5日（金） 午前10時00分
- (2) 場所 北秋田市阿仁郷土文化保存伝承館
- (3) 提出先 北秋田市産業部 商工観光課 観光振興係 電話：62-5370 FAX：62-5551

## 11 申請の手續き

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出してください。
  - ① 申請資格を有していることを証する書類若しくは資格取得に係わる計画書
  - ② 指定管理業務に係る業務計画書（様式第2号）
  - ③ 指定管理業務に係る収支計画書（平成31年度～平成35年度）

- ④ 申請者の平成 30 年度収支予算関係書類
  - ⑤ 申請者の平成 29 年度事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他財務の状況を明らかにする書類
  - ⑥ 定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を明らかにする書類
  - ⑦ 法人にあっては登記事項証明書
- (2) 提出部数
- 正本 1 部、副本 10 部（コピー可）を提出してください。
- なお、市が必要と認める場合は、申請書類の内容について、説明や追加資料の提出を求められることがあります。
- (3) 申請期間
- 平成 30 年 9 月 11 日（火）から平成 30 年 10 月 22 日（月）午後 5 時 00 分必着
- (4) 提出場所
- 北秋田市産業部 商工観光課 観光振興係 〒018-3312 北秋田市花園町 15-1
- (5) 質問事項の受付
- この募集要項について質問がある場合は、本要項「10 現場説明会」に定める現場説明終了時から平成 30 年 10 月 10 日（金）午後 5 時 00 分までに持参又は FAX により、「10（3）申込先」へ質問書（別紙 2）を提出してください。なお、電話での受け付けはしません。
- 回答は原則として質問者及び説明会参加者全員に、平成 30 年 10 月 17 日（水）までに FAX により行います。
- (6) 留意事項
- ① 申請は一団体につき一案とします。複数の申請はできません。
  - ② 提出された書類の内容を変更することはできません。
  - ③ 提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。
  - ④ 申請に関して必要となる経費は、申請者の負担とします。
  - ⑤ 事業計画書等の著作権は申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。
  - ⑥ 提出された書類については、北秋田市個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。
- (7) 申請書類に虚偽の記載があったときは、失格とします。

## 12 選定の方法

北秋田市産業部所管施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次に掲げる選定基準に照らしてもっとも適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。選定にあたっては、書類審査のほか、必要に応じてプレゼンテーション若しくはヒアリングを行い審査・評価を行います。

[選定基準]

- (1) 施設利用に関する平等性の確保に関する計画
  - ① 施設の役割を踏まえた平等な利用の確保に関する運用方針
  - ② 施設の利用の制限及び取消しに関する運用方針
- (2) 施設運営に関する計画
  - ① 施設の運営の基本方針

- ② 施設利用者の増加及びサービス向上に資するための方策
  - ③ 同様の施設の運営実績
  - ④ 施設の運営等に必要な職員確保及び職員の資質向上の方策
  - ⑤ 利用者からの要望、意見又は苦情への対応
  - ⑥ 関連する施設及び関係機関、地域、その他事業等との連携
  - ⑦ 日常の安全管理及び緊急時の対応
  - ⑧ 個人情報の管理体制
- (3) 施設設備等の管理に関する計画
- ① 収支計画の内容、的確性
  - ② 施設管理経費の縮減に関する方策
  - ③ 施設管理業務のうち外部委託の範囲
  - ④ 物品等の調達時における市内事業者の活用方策
- (4) 団体の概要
- ① 団体の経営理念及び財政状況等
  - ② 監査（外部監査、内部監査、第三者評価等）の実施状況及び結果
- (5) その他特記事項
- ① 他の団体と比較して優れている事項等
  - ② 地域における観光事業戦略
  - ③ 地域住民・地域事業者等との連携及び経済効果
  - ④ 地域の雇用促進への方策（現在、指定管理施設に勤務している職員の継続雇用を考慮すること）

### 13 選定の時期等

選定委員会は、平成 30 年 11 月 8 日（木）に行い、その結果については、書面により通知するとともに、団体名（候補者とならなかった団体の名称を除く）、得点状況を市のホームページ及び広報誌等に公表します。

選定された団体については、市議会の議決を経て指定管理者として指定します。

指定後、速やかに管理運営の準備に入っていただきますが、準備にかかる費用については指定管理者の負担とします。

### 14 協定の締結

市議会の議決による指定に伴い、施設の管理に係る細目的事項、管理費用等の額、危険負担等を定めるため、協議により協定を締結します。

### 15 指定の取消し

市議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められるときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、当該施設にかかる業務及び管理の準備のために支出した費用等については、一切補償しません。

また、指定管理を行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その



他指定管理者による管理を継続することが適当でないとするときは、指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

## 16 次点候補者との協議

指定管理者の候補者が、前項の規定により指定を取消され又は指定されなかった場合は、指定管理選定委員会において次点候補者となった団体を、指定管理者の候補者として協議を行う場合があります。

## 17 法人税等

指定管理者は、会社等の法人にかかる市民税、事業を行う者にかかる事業所税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者になる場合がありますので、市役所税務課にお問い合わせください。

なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

## 18 お問い合わせ先

北秋田市産業部 商工観光課 観光振興係 〒018-3312 北秋田市花園町 15-1  
TEL 0186-62-5370 FAX 0186-62-5551 e-mail kankou@city.kitaakita.akita.jp

(参考)

※北秋田市郷土文化保存伝承館及び北秋田市阿仁異人館を合わせた指標となります。

### 施設の利用者の実績

平成 27 年度	3,297 人	平成 28 年度	3,160 人	平成 29 年度	3,243 人
----------	---------	----------	---------	----------	---------

### 指定管理料の実績

平成 27 年度	1,800,000 円	平成 28 年度	1,800,000 円	平成 29 年度	2,158,000 円
----------	-------------	----------	-------------	----------	-------------

### 利用料金収入の実績

平成 27 年度	1,259,749 円	平成 28 年度	1,127,510 円	平成 29 年度	1,154,947 円
----------	-------------	----------	-------------	----------	-------------

### 主な施設設備等の保守管理一覧

建物維持管理業務	備品維持管理業務	収蔵品維持管理業務
建物附帯施設・設備維持管理業務	電気設備点検業務	消防設備点検業務
警備業務	外部通路・植栽等管理業務	清掃・衛生管理業務
小破修繕業務		

(別紙1)

北秋田市産業部 商工観光課 観光振興係 行

(FAX : 0186-62-5551)

現場説明会出席申込書

指定管理対象施設	
----------	--

法人（団体）名	
担当者所属・氏名	
連絡先	(TEL) 内線： (FAX) (メール)

所属機関	役職	氏名

(別紙2)

北秋田市産業部 商工観光課 観光振興係 行

(FAX : 0186-62-5551)

質 問 票

法人（団体）名	
担当者所属・氏名	
連絡先	(TEL) 内線： (FAX) (メール)

指定管理対象施設名	
質問事項	
質問内容	

※質問事項の記載は、1枚に1項目でお願いします。